

質 問 書

2023年6月16日

「タンザニア国農業・農村開発ツーステップローン事業準備調査(QCBS)」

(公示日:2023年5月31日/調達管理番号:23a00159)について、質問と回答は以下の通りです。

1	P.7 ならびに P.29 若手加点に関する「業務主任者等としての経験」	本案件では、業務管理グループの形成が認められ、基準を充たす場合に 2 点の若手育成加点が付与されることになっています。一方、プロポーザル評価配点表では、育成対象となっている若手に「業務主任者等としての経験」が求められ、これに該当しない場合は 2 点を上限に減点されることになると理解します。一方で、若手育成を奨励し、他方で若手に過去の業務主任者経験を求めることは相矛盾するのではないかと考えますが、この点は如何お考えでしょうか？ 「業務主任者等としての経験」の「等」には、業務主任者、副業務主任者としての経験や担当分野の肩書はなくとも、それに相当する、プロジェクト・マネージャー的な経験があれば認められることが含意されていると考えてよろしいでしょうか？	業務従事者に対しては「業務主任者等としての経験」を評価いたしますが、上記経験を満たさない若手人材に対しても、次世代のプロジェクト・マネージャーとなる中堅層の参加促進及びシニア人材による若手育成促進を図ることを目的として、若手育成加点 2 点を配点しております。減点方式の考え方ではないため、相矛盾することはございません。 「業務主任者等としての経験」が含む項目については、プロポーザル作成ガイドライン p.20 に記載がありますので、ご確認ください。
2	第2章 特記仕様書案 第5条 実施方針及び留意事項 (5)PFIs 選定方法について	「現在までに TADB が協働経験のある 14 銀行」とは、具体的にどの銀行なのかをお伺いしたいです。	以下の 14 銀行です。 1. CRDB Bank Plc 2. NMB Bank Plc 3. Azania Bank Limited 4. Stanbic Bank (Tanzania) Limited 5. FINCA Microfinance Bank Limited 6. Tanzania Commercial Bank Plc 7. TACOBA 8. Uchumi Commercial Bank Limited 9. MUCOBA Bank Plc

			<p>10. Maendeleo Bank Plc 11. Kilimanjaro Co-operative Bank Limited 12. Absa Bank Tanzania Limited 13. People's Bank of Zanzibar 14. NBC Bank</p>
3	<p>第2章 特記仕様書案 第5条 実施方針及び留意事項 (5)PFIs 選定方法について</p>	<p>「AFD の対象 PFIs」とは、具体的にどの金融機関なのかをお伺いしたいです。</p>	<p>AFD のスキームにおいて、どの金融機関と提携するのかはまだ決定していないと認識しております。一方で、審査の際には以下の銀行などの調査を行っております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. CRDB Bank Plc 2. NMB Bank Plc 3. Azania Bank Limited 4. Stanbic Bank (Tanzania) Limited 5. Tanzania Postal Bank 6. TACOBA 7. MUCOBA Bank Plc 8. Maendeleo Bank Plc 9. NBC Bank
4	<p>P16 第6条 調査の内容 (1)国内準備調査:2023年8月～</p>	<p>「優先作物の候補となるコメ、コムギ、ヒマワリ、メイズ等」との記載がありますが、その背景情報について教えていただけませんか。これら作物は、例えば、農業省や TADB が定めている優先作物なのでしょうか。それとも貴機構が支援を行う上で優先的に考えている作物ということでしょうか。また「等」とありますが、コメ、コムギ、ヒマワリ、メイズ以外にも優先作物はあるということでしょうか。その場合、それはどうやって決定していくものなのでしょうか。例えば、調査実施に入ってから、TADB 等からの要望で調査対象として追加されるものなのでしょうか。</p>	<p>コメについては、JICA が優先的に支援を続けている作物です。コムギ、ヒマワリ、メイズに関しては、ウクライナ紛争により価格が高騰しており、TADB 側との協議により決定致しました。また、その他の優先作物についても、調査の中で関係機関との協議を通じ、現地の需要等の要因を踏まえ追加になる可能性があります。</p>

5	P.19 第2章 第6条 (4) 4)	農家の重債務問題について、特に言及されている背景をお伺いしたいです。	途上国においては、零細農家が短期的需要を満たすためマイクロファイナンス等を通じて資金調達を行い、重債務を被るという問題が発生していると認識しております。本事業を通じてそのような事例が発生しないよう十分に配慮するため、タンザニアでの現状確認を行うため調査項目に含めております。
6	第5条 実施方針及び留意事項 (10)環境社会配慮について (ク) サブプロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間25,000CO ₂ 換算トン以上の場合、供用段階における排出量推計	本事業は農業 TSL 案件のため、年間25,000CO ₂ 換算トンを超えるような大規模開発は基本的にサブプロジェクトには含まないものと理解しますが、「推計」は実際にサブプロジェクト選定するにあたり、実施機関が行うという理解でしょうか。	本事業においては、右排出量を超えるような大規模開発案件は対象に含まれないと認識しております。仮に含まれる場合は、実施機関からの情報をもとにして調査団に推計を調査していただきます。

以上